

特定化学物質の取扱量 集計結果(平成30年度 鶴ヶ島市)

物質区分 1: 第1種指定化学物質 2: 第2種指定化学物質 3: 県規則で定める物質

単位: kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	1	亜鉛の水溶性化合物	1	8	3,100	11	3,100	0	0
1	53	エチルベンゼン	10	3	353,860	6	860	0	353,000
1	80	キシレン	12	1	1,597,910	3	3,010	0	1,594,900
1	87	クロム及び三価クロム化合物	1	8	2,700	12	2,700	0	0
1	296	1,2,4-トリメチルベンゼン	12	1	1,086,640	5	13,640	0	1,073,000
1	297	1,3,5-トリメチルベンゼン	10	3	58,100	8	5,800	0	52,300
1	300	トルエン	10	3	3,604,000	1	24,000	0	3,580,000
1	306	ニアクリル酸ヘキサメチレン	1	8	1,000	16	1,000	0	0
1	355	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	1	8	2,000,000	2	2,000,000	0	0
1	356	フタル酸ノルマル-ブチル=ベンジル	1	8	1,700	13	1,700	0	0
1	392	ノルマル-ヘキサン	9	6	1,125,000	4	0	0	1,125,000
1	400	ベンゼン	9	6	213,400	7	0	0	213,400
1	403	ベンゾフェノン	1	8	600	17	600	0	0
1	410	ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエーテル	1	8	510	18	510	0	0
1	412	マンガン及びその化合物	1	8	1,500	14	1,500	0	0
3	4	イソホロン	1	8	1,100	15	1,100	0	0
3	16	シクロヘキサノン	1	8	3,600	10	3,600	0	0
3	37	メチルエチルケトン(別名 MEK)	1	8	19,000	9	19,000	0	0
		合計	—	—	10,073,720	—	2,082,120	0	7,991,600

※1 取扱量について

取扱量 = 使用量 + 製造量 + 取り扱う量

使用量 : 事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量 : 事業所において製造した量

取り扱う量: 事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。